

平成24年度第3回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成24年2月12日(火) 13:30~14:20

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

伊藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
栗原委員、吉田委員、木原委員、高野委員、永田委員、黒坂委員、
小泉委員、藤田委員

5 傍聴者 2名

6 議 題

《諮問事項の審議》

私立中学校の設置計画について (1件)
私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更認可について (1件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について (1件)
私立幼稚園の廃止認可について (1件)
学校法人の解散認可について (3件)

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、鈴木委員、木原委員を議事録署名人に指名した。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立中学校の設置計画について

(仮称)星槎もみじ中学校の設置計画(諮問番号第1461号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

この案件は、学校法人国際学園が、不登校の生徒や特別な教育的支援を必要とする生徒などを受け入れるための中学校を平成26年4月1日から開設しようとする計画です。

学校の位置は、札幌市厚別区もみじ台北5丁目12番地。札幌市の旧もみじ台小学校の施設を活用する計画であり、校地校舎については、既に札幌市から購入済みです。

収容定員は、1学級あたり30人、1学年では3学級90人、3学年で270人を予定しています。

教員数については、開設予定年度である平成26年度において、校長、教頭、教諭及び養護教諭を合わせ、専任教職員が13人と基準を満たしているほか、平成28年度には16人に増員する予定となっています。

なお、開設初年度においても、2年生、3年生から転入希望者があれば、受け入れる予定としています。

校舎や運動場の面積は基準に適合しておりますが、体育館については、基準面積に若干満たなかったため、増築して基準に適合する計画となっています。

経費及び維持方法については、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとな

っています。

計画の内容は、以上のとおりです。ご審議をよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画を了承された。)

(2) 私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更認可について

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1461号(2))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校は、学習障害などの特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、広く高等学校教育の機会を提供することを目的としており、この度、学校運営の充実を図るために、施設の移転などに係る学則変更の認可申請があったものです。

変更の時期は平成25年4月1日を予定しています。

現在、星槎国際高等学校の教育区域は全国47都道府県及び海外の20か国となっており、芦別市の本校をはじめ、協力校1校、学習センター17か所、専門学校1か所、指定技能教育施設7か所において、面接指導等、つまりスクーリング及び試験を実施しているところです。

まず、面接指導等を行うことのできる施設の追加等についてですが、(1)をご覧ください。

札幌、八王子、福岡西学習センターを施設充実のために移転しようとするものです。

次に、(2)をご覧ください。昨年4月、愛知県名古屋市に開校した星槎名古屋中学校を面接指導等を行う会場として追加しようとするものです。

これらの施設には、教育に必要な施設設備も整っており、いずれも道の審査基準等に適合しています。

次に、(3)教育区域の変更についてですが、海外に在住している特別な教育的支援を要する日本人などに対して通信制課程による高等学校教育の機会を提供するために、今年度の20カ国に引き続き、さらに34カ国を追加しようとするものです。

なお、外国在住者の受け入れに係る文部科学省の考え方については、昨年度も配付しておりますが、お手元の平成22年3月31日付け事務連絡のとおりです。

次に、(4)の教育課程表の改訂についてですが、文部科学省の学習指導要領の改訂内容に対応して、「国語」、「外国語」、「家庭」及び「情報」等の科目設定を変更しようとするものです。

なお、本案件については教育区域の変更を伴うため、学校教育法第54条第3項の規定によりあらかじめ文部科学大臣に届け出る必要があり、本日の審議会でご了解いただけたら、文部科学大臣に届出を行い、届出が受理された後に認可する手順となることを申し添えます。

変更内容は以上のとおりです。よろしくご審議をお願いします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

名寄大谷幼稚園の収容定員の減に係る園則変更認可(諮問番号第1461号(3))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の減に関しましては、道としましては、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対し、適正定員についての検討をお願いし

ているところであり、このようなことを踏まえ、各法人において検討いただいた結果、前回の11月の審議会で、幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可申請を11件諮問したところですが、今回、学校法人の理事会の開催時期などの関係で11月に間に合わなかった案件として新たに1件の申請がありましたので、資料に基づき説明します。

諮問番号第1461号(3)、学校法人名寄大谷学園が、名寄市に設置する「名寄大谷幼稚園」につきまして、現行8学級、定員180人を、8学級、150人に変更しようとするものです。

変更の理由は、「地域における就園見込み幼児数の減少」のためです。

変更時期は、平成25年4月1日となっています。

なお、今回申請のあった名寄大谷幼稚園につきましては、教職員数、施設の整備状況とも、幼稚園の設置基準を満たしており、過去3年間の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えています。

また、今回の定員減に対する影響についてですが、名寄市における私立幼稚園5園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっています。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の廃止認可について

双葉幼稚園の廃止認可(諮問番号第1461号(4))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

廃止認可につきましても、11月の審議会で6件諮問したところですが、11月以降に幼稚園の廃止を決定したとして、新たに1件の申請がありましたので、資料に基づき説明します。

今回、廃止するのは、臼田 時子氏が帯広市に設置している「双葉幼稚園」です。

園児数が減少し、また設置者が高齢ということもあり、廃止の申請があったものです。

幼稚園は既に園児募集の停止を行っており、現在の5名の在園児のうち、2名は今年度末で卒園となり、残りの3名は、他の幼稚園に転園することとなっています。

また、教職員につきましては、園長、教員2名の計3名全員が幼稚園廃止をもって退職予定となっています。

この幼稚園は、個人立のため、園地・園舎等の財産処分など、幼稚園廃止後の措置については設置者において決定することとなりますが、今回、廃止する双葉幼稚園につきましては園地及び園舎は借用しており、幼稚園廃止後につきましては所有者に返還予定と聞いています。

以上、幼稚園の廃止認可について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 学校法人の解散認可について

学校法人宮崎学園の解散認可(諮問番号第1461号(5))から、学校法人昆布大谷学園の解散認可(諮問番号第1461号(7))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

今回諮問する案件につきましては、前回、11月の審議会におきまして認可可と答

申を受けた幼稚園の廃止認可6件のうち、3件の設置者が廃止となる幼稚園1園のみを設置する学校法人であることから、当該幼稚園の廃止に伴い、幼稚園の廃止と同じく平成25年3月31日をもって学校法人を解散するとして申請があったものです。

まず、諮問番号1461号の(5)、学校法人宮崎学園ですが、札幌市北区の琴星幼稚園のみを設置する法人であることから、同園の廃止に伴い、学校法人の廃止認可申請があったものです。

次に、諮問番号1461号の(6)、学校法人久美学園です。

札幌市厚別区の札幌あすなろ幼稚園のみを設置する法人であることから、同園の廃止に伴い、学校法人の廃止認可申請があったものです。

最後に、諮問番号1461号の(7)、学校法人昆布大谷学園です。

蘭越町の昆布大谷幼稚園のみを設置する法人であることから、同園の廃止に伴い、学校法人の廃止認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、3法人とも、寄附行為に基づき処分することとしています。

以上、学校法人の解散認可について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【質疑応答】

○委員 幼稚園の廃止と学校法人の解散については、学校法人や個人など設置者の違いにより認可の種別が異なるということか。(実質的には同じということか。)

○事務局 今回、解散認可申請のあった3法人については、設置する学校(幼稚園)の全てが廃止となり、設置者が認可を受けた学校法人としての使命を果たすことができなくなるため、学校法人についても解散認可申請が提出されたものです。

また、廃止認可として諮問した双葉幼稚園については、個人が設置する幼稚園であるので、幼稚園の廃止の認可は行いますが、設置者としての認可はないので、学校法人の解散認可申請に当たるような手続きは発生しません。

○委員 そうすると、残余財産の処分に関し、個人立に対しては制約はなく、学校法人に対しては、認可をしているので寄附行為に基づく処分が求められるということですね。

それでは、この3法人の残余財産について、寄附行為に基づく具体的処分方法はどのようになっているのか。

○事務局 まず、寄附行為に基づく処分の根拠について説明します。

私立学校法第30条第1項に寄附行為に記載する事項が定められており、同項第10号に、「解散に関する規定」とあります。

また、同条第3項には、「第1項第10号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。」と規定されています。

この法律を根拠に、今回申請のあった学校法人についてもそれぞれの寄附行為において、「この法人が解散した場合における残余財産は、解散時における理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する」と定めています。

このような規定は私立学校法を根拠とするものであり、全ての学校法人が、残余財産の帰属先について寄附行為で定めているところです。

今後の具体的なスケジュールについては、各法人において、資産の整理を進め、残余財産がある場合の帰属先について、解散時の理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定することとなります。

理事会ではこのほか、資産整理の状況、負債の整理、土地・建物の処分などについてもあらかじめ決定します。

なお、私立学校法第50条の3の規定により、「解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす」とされており、解散後の清算行為は、法人が定めた「清算人」が行うこととなります。

解散認可後についても、学校法人は、所轄庁である北海道あて、解散登記済みの登記事項証明書を添付した解散届、清算人登記済みの登記事項証明書を添付した清算人就職届、清算終了登記済みの登記事項証明書を添付した清算終了届を提出することとされており、こうした届出により解散認可後の清算業務の終了を道として確認しているところです。

○委員 解散認可を行った後に提出される財産処分に係る届出に対し、道として審議会への諮問も含め承認等の手続きがあるのか。

また、道として現段階における残余財産の有無や状況は把握しているのか。最後はどのような形で終了するのか。

○事務局 3法人とも、現在は土地建物を所有しながら学校（幼稚園）を運営している状況であり、園児が卒園等をしてから土地建物等を処分することとなります。

現在、学校法人は、あらかじめ定めた清算方針により土地建物や備品などの評価額を出して処分の準備を進めているところであり、道としては、ここまでの状況を見て残余財産が生じる見込みを確認しています。

実際には、解散後に清算人が清算行為を行う中で処分額が確定するものであり、当初の評価額とは若干変動することも想定されるため、清算後でなければ正確な額は出てきませんが、それについては当初定めた処分の方法に従い清算人が処分を行い、最終的な処分結果として、登記を行ったものについて道に届出が提出されることとなります。

解散認可後においては道の認可などは伴わず、この届出に対し道は確認のみということになります。

○委員 学校法人の解散においては、残余財産は地方公共団体か同種の学校法人、若しくは公益法人のどれかに帰属されることとなっているが、過去の事例では最も多いのは地方公共団体か。

○事務局 直近の幼稚園法人の事例でいえば、学校法人の解散後、その園地園舎を活用した町立認定こども園を開園したいとして、残余財産を町に帰属した例があるが、現在、過去の記録を持ち合わせていないため具体的な件数は不明です。

○委員 過去には借入金相当ある状態での解散事案もあるが、このような場合でも、解散認可を行うことにより道が関与から外れるということには疑問が残る。

○事務局 学校法人が解散した場合は、道に対し「解散届」が提出されるほか、清算行為を行う者についても「清算人就職届」として提出され、その後、資産の整理が進み、学校法人としての清算の終了の登記が終了したときには、「清算終了届」が提出されることとなります。

解散認可の後に、債務が完済できないことが明らかになった場合は、私立学校法において、清算人は直ちに破産の手続きの開始の申立をし、

その旨を公告しなければならないとの規定があり、この後、破産手続きに移行することとなります。

道としても、先程説明した届出に基づき必要な確認は行いますが、実際の清算手続きについては、裁判所の管理監督のもと行われることとなります。

○委員 この解散認可後の顛末について、この審議会に報告があるのか。
ここで手を挙げたらこの案件は終わりというのは不自然との思いがある。本案件に係る学校法人（幼稚園）においては既に解決済なのかもしれないが、過去の事例でも、解散に当たり、子どもたちの行き先について関係者が協力しながら対応したこともあり、これだけで終わることに不安を抱く。

○事務局 本案件については、一連の清算行為が終了した後、その結果について改めて本審議会に報告させていただくということによろしいでしょうか。

（各委員了承）

○委員 指導要録等の保管について、双葉幼稚園の場合は個人立ということで、設置者が保管するとのことであるが、先程の説明の中で、廃止理由に設置者の高齢化が挙げられていた。個人立の場合はその継続性がないと思うが、その個人が亡くなった場合、指導要録の保管先はどうなるのか。

また、学校法人が解散する場合における法人保管の指導要録の保管先はどこか。

○事務局 今回申請のあった幼稚園の廃止認可申請につきましては、指導要録の保管について、設置者が保管するとの説明を受けています。

先程、土地と建物が借用でスタートした施設である旨説明しましたが、教会が所有する建物等であり、設置者においては、土地・建物の所有者への返還以外にも、指導要録等の書類の教会での保管についても検討しているところであり、学校教育法に基づく指導要録の保管年限までの保管先について調整しているところです。

また、今回、解散認可申請のあった3法人については、11月に開催された前回の審議会において、設置する幼稚園の廃止認可について諮問したところですが、この際、指導要録等の保管については、複数園設置している法人においては学校法人が保管し、廃止する園のみを設置している法人については学校法人の理事長などが保管するとしており、具体的には、学校法人宮崎学園、琴星幼稚園については理事長が保管、学校法人久美学園、札幌あすなろ幼稚園については、理事長の親族が運営する学校法人須合学園が設置する札幌みずほ幼稚園において保管、学校法人昆布大谷学園、昆布大谷幼稚園については理事長が保管するとしていたところです。

○委員 法人があるから理事長なのであり、法人が解散すれば理事長ではなく個人となるが、指導要録は個人が保管ということになるのか。そうであれば永続性がないと思われるが。

また、指導要録の保管年限は何年か。

○事務局 指導要録の保管年限は20年です。

保管先については学校法人が選定し、その結果について報告を受けているところですが、保管先がない場合については道で保管することとなります。

法人解散時に理事長から、自らの責任において保管する旨の申し出が

あった場合については、現在のところ、指導要録を理事長が保管するとして取り扱っているところです。

○委員 その取扱いは幼稚園のみか。専修学校なども含めた取扱いか。
また、個人が保管するとした場合、卒業証明などを求められたときの対応はどうするのですか。

○事務局 幼稚園のみの取扱いです。
高等学校や専修学校につきましては、卒業生のその後のにおける資格取得等に必要な手続きとして、卒業証明書や成績証明書の発行業務も多く、また、卒業してすぐに証明を求められることなどもあるため、道が保管するケースが多いのですが、幼稚園については、過去の例を見てもそのような事務が殆ど見込まれないほか、一年に何園も廃止する年もあることなどから、旧設置者として保管することを確認した上で、これまで、このように取り扱ってきたところです。

なお、委員から御指摘のあるとおり、保管期間の20年というのは長い年限であり、個人が保管するとなるとその永続性はどこに担保されるのかといった疑問は確かにあると思います。

先程、このような例外的な取扱いを行っているのは幼稚園のみと説明しましたが、法的な部分や過去の事例等にも照らしながら、指導要録の取扱方法について整理し、その結果を改めて審議会に報告することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○会長 それでは、この点は次回に整理して報告いただくということでよいか。
(各委員了承)

(その他、出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

8 報告事項

(1) 諮問以外の報告について

幼稚園の設置計画の不了承について、資料に基づき、事務局から次のとおり報告した。

【事務局説明】

資料3をご覧ください。

道においては、新たな幼稚園の設置や定員増に関する事項などについては、認可申請に先立ち、計画の段階から審査する「二段階方式」をとっています。

私立学校法第8条の規定により、認可等を行う場合には私学審議会の意見を聞かなければならないことになっており、法的には認可申請があったもののうち、所轄庁が積極的な行政処分、すなわち認可等を行う場合のみ私学審議会に諮問すればよいこととなりますが、道としては、行政手続きの透明性を図る観点から、計画申請及び認可申請があったもののうち、計画不了承や認可不可とするものについても、私学審議会へ報告する取扱いとしています。

今回、幼稚園の設置計画が提出され、就園見込み幼児数などを審査した結果、現状では審査基準を満たしておらず、提出された計画を了承しないこととした案件が1件あり報告するものです。

(出席委員からの質疑なし)

(2) 釧路孝仁会看護専門学校の校舎等整備状況について

釧路孝仁会看護専門学校の校舎等整備状況について、事務局から次のとおり説明し

た。

【事務局説明】

平成24年度第2回私立学校審議会において諮問させていただきました釧路孝仁会看護専門学校につきましては、校舎の引き渡しが1月末となっておりますので、2月5日に校舎等整備状況について、事務局職員2名により現地調査を実施しました。

校舎及び設備の整備状況につきましては、専修学校として必要な教室、実習室などが申請書類どおり確保されていることを確認しました。

図書の一部が未搬入のものもありましたが、今後、2月14日までに全て搬入されることを確認しました。

当該専門学校の設置認可については、3月上旬に北海道厚生局から看護師養成施設の指定を受ける予定と伺っておりますので、その指定を確認したあと設置認可を行うこととしています。

(出席委員からの質疑なし)

9 閉 会

以上をもって、平成24年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。